

スタートアップ支援総合プログラム（SBIR支援）の公募に関するQ&A

最終更新 令和3年9月14日

分類	質問内容	回答
全般	本プログラムはどのような特徴があるのでしょうか。	本プログラムは、農林水産・食品分野における競争力強化と持続的発展を実現するため、開発技術の実用化による新たなビジネス創出を推進する研究開発プログラムです。 農林水産業・食品産業の政策的課題等の解決に資する研究開発テーマを提示して研究開発課題を募集し、スタートアップ等が取り組む研究開発を支援するとともに、事業化に関する経験豊富なプログラムマネージャーが伴走支援等の各種サポートにより事業化を促進します。
研究開発 テーマ等	複数の研究開発テーマにまたがる応募は可能でしょうか。	5テーマのうち、いずれか1つを選択して応募いただく必要があります。
	研究開発テーマとして5テーマが示されているが、各テーマの採択数はほぼ均等でしょうか。	テーマごとの採択数は特に設定していません。
	本プログラムでは、動物薬や医薬品の開発は対象になるでしょうか。（9/14追加）	本プログラムではヒト用医薬品の開発は対象としていません。動物用医薬品の開発については、研究開発テーマや応募要件等に合致するものは応募の対象となります。
提出書類等	提出書類に過去3年分の財務諸表の提出が求められているが、「キャッシュフロー計算書」を作成していない会社は、新たに作成が必要でしょうか。	キャッシュ・フロー計算書の作成義務のない法人であっても、作成されている場合は提出してください。作成されていない場合は提出を任意とします。 ただし、審査の過程で必要がある場合、追加情報の提出を求める場合があります。
	フェーズ1及び2、フェーズ3の提案書様式の「様式1の2（3）④」に法人株主の記載欄があるが、全ての法人株主を記載する必要があるでしょうか。	提案書様式の「様式1の2（3）④」の法人株主の記載欄は、中小企業者（みなし大企業を除く）であることの確認のため必要な情報ですので、上位5社については必要情報を確認いただき記載をお願いします。また、表中の売上高の項目の記載は任意とします。 なお、審査の過程で必要がある場合、追加情報の提出を求める場合があります。
	フェーズ3への応募の際に、ベンチャーキャピタル（VC）の出資意向確認書の提出は提案書と同時でしょうか。また、同書類のフォーマットはありますか。（9/14追加）	VC等からの出資が確かであることを示す書類は、提案書と同時にe-Radで提出してください。フォーマットは特にありません。
応募要件	大企業やみなし大企業は応募することができるでしょうか。	大企業やみなし大企業は、開発技術を自らが実用化しようとする場合には、本プログラムへの応募はできません。所属する研究者が開発技術をつかって新たにビジネス創出するために起業する予定のある場合に限り応募が可能となっています（公募要領「3（1）応募者の要件」の②のイ））。 なお、フェーズ3は新たな事業を行う法人からの応募に限定しているため、大企業やみなし大企業からの応募はできません。
	採択された機関が、本プログラム実施期間中に応募者の要件を満たさなくなった場合にはどうなるのか。	本プログラム実施期間中に応募者の要件を満たさなくなった場合、内容を精査した上で、委託契約を中止等する場合があります。
	提案書様式の「様式1の3（3）研究組織」の研究実施責任者の欄には、研究に携わる全ての研究者を記載しなければならないのか。	研究実施責任者とは、共同研究機関において、研究目標達成に向けて研究上の明確な役割とその実施に責任を有する者となります。名目的に名前を連ねる者や研究補助的な作業を行う者など、研究計画の遂行に関して実質的に責任を負わない者については、記載する必要はありません。
	研究代表者又は研究実施責任者の所属が、人事異動等で提案時と契約時で変更となる可能性があるが提案可能か。	人事異動後も、研究開発を行うための体制が整っており、知的財産や経理に関する能力・体制を有する機関に所属することが確実にあれば提案は可能です。なお、提案書様式には、提案時に所属している機関の情報を記載してください（変更後の研究代表者がすでに決まっている場合は、氏名や変更時期を括弧書きで記載してください）。

複数の提案	本プログラムに研究代表者又は研究実施責任者として、複数の課題に応募することは可能か。	同一の研究機関から複数課題の応募は可能ですが、研究者の-effortに注意するとともに、その旨を提案書に記載してください。 また、公募要領の「5 応募に当たっての注意事項 (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除」に注意をお願いします。
間接経費	間接経費は、委託費上限額に上乘せして計上できるのか。	間接経費は各フェーズの委託費上限額の内数となります。委託費上限額が1,000万円であれば、間接経費を含めて1,000万円以内で提案してください。
契約	採択された場合、経費を支出できるのは、いつになるのか	本プログラムでは、採択通知日以降、かつ、採択通知後に委託試験研究実施計画書が提出された日から最大2か月前までの日を委託期間の開始日とすることを可能としており、委託開始日以降の経費を計上することを可能としています。
e-Rad	e-Radには、研究グループ（コンソーシアム）に参画する研究機関及び研究者全員を登録する必要があるのか	コンソーシアムに参画し、資金配分を受ける全ての研究機関及び研究者は登録する必要があります。
	e-Radに全員の研究者の登録が応募締切までに間に合わない場合はどうすればよいか	e-Radへの登録が間に合わない場合は、研究代表者のみを登録して応募することも可能ですが、間に合わなかった場合でも可能な限り早急に登録をお願いします。 その際、e-Radに登録できなかった研究者の研究費は、研究代表者の研究機関（代表機関）にまとめて計上してください。
備品	研究期間内に購入した備品の取扱はどうなるのか	研究期間中は、複数機関の場合には研究グループの構成員に帰属します。研究期間終了後は、継続使用申請を行い、使用用途が研究目的である場合は、構成員が引き続き使用することが可能となります。
備品	備品の導入については、全て購入してよいか	備品の導入に際しては、使用する期間等を考慮のうえ、購入する場合とレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースを比較し、経済性の観点から最適な方法を選択してください。 リースの方が経済的であればリースを選択いただくこととなりますが、リース等の選択肢がない場合や購入の方が妥当ということでしたら購入としていただいて差支えありません。 その際には、購入とすることの合理性に関する説明や両者の見積もりを求める場合がありますので、ご準備をお願いいたします。合理的な説明がいただけない場合、差額の返納があります。
（提案書様式 別記様式3）情報管理の適正化	情報管理統括責任者や情報管理責任者はどのような人を記載するのか	すでに情報管理体制が整備されており、社内規則等で情報管理責任者等が規定されている場合は、その者を記載ください。 新たに体制を整備する場合は、その機関において、契約の履行に当たり必要な情報を適切に取り扱うことのできる者を記載ください。なお、適切な体制が整うのであれば、研究統括者や研究実施責任者等と同一の者でも構いません
農業AI・データ契約ガイドラインとはなにか		農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。)を策定しています。 受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。 農業以外の林業、水産業では、準拠を求めています。農業AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分の他、農業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい

	<p>データの提供に当たり、契約内容の農業者への説明と同意書に署名してもらうことになっているが、なぜ、農業者の同意書が必要なのか</p>	<p>農業者等からデータの提供を受ける際には、相手の農業者等とデータの提供に係る合意と契約を締結する必要がありますが、その際に契約内容について農業者が契約内容を理解した上で、契約を締結することが必要と考えており、今回、農業者に対し、データの提供の必要性等を十分に説明していただき、チェックリスト（公募要領別紙8）最後にある「同意書」に署名を頂いてください。</p> <p>なお、農業者の同意書は、チェックリストと一緒に保管し、年度末の研究成果報告書の提出に併せて提出をお願いすることとしています</p>
<p>農業AI・データ契約ガイドラインについて</p>	<p>A I ・データ契約ガイドライン準拠チェックリストで、一番最後に「弁護士等にガイドライン準拠の確認を得た場合は右の枠内にチェック（任意）」となっているが、必ず確認を受けなくてもよいのか</p>	<p>農業者等からデータの提供を受ける際には、相手の農業者等とデータの提供に係る合意と契約を締結する必要がありますが、その際に契約内容については、弁護士等の確認を得た方が準拠が填補できると思います。ただし、明らかに当事者間で合意及び契約内容が判断できる場合は、その限りでは無いと考えていますので任意としています。</p> <p>農林水産省のガイドラインにもございますように、「代替措置や契約内容に含めない項目の内容について、ガイドラインの内容との差異を農業関係者等へ契約締結時までに説明を行い、必ず同意を得ることで要件化に対応可能とする等、要件化の初年度の令和3年度は柔軟な運用」が認められております。</p> <p>また、弁護士のチェックについても、明らかに必要ないということを当事者間で合意していれば良いため、「任意」とされているところです。万が一、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウが外部に流出した場合に、「言った言わない」という形で、争いが起きないよう、データ利用の必要性等を十分に説明していただき、チェックリスト最後にございます「同意書」に署名を頂くよう、御対応願います。</p>
	<p>農業AI・データ契約については、誰が農業者等と契約を結ぶのか</p>	<p>農業AI・データガイドラインと密接な関係にあるデータマネジメントプランの踏まえ、以下のように想定していますが、複数機関の場合にコンソーシアム等に設置していただくデータ管理委員会等の方針に沿って契約してください。</p> <p>① レベル1（自社のみ）で運用することが明らかである場合は、コンソーシアムの他の構成員（研究代表者を含む）が了承の上、各構成員が結ぶ。</p> <p>② レベル2以上のような、コンソーシアム全体としての事項であれば、研究代表者が結ぶ。</p>
<p>データマネジメントプラン</p>	<p>データマネジメントプランの作成が求められる理由はなにか</p>	<p>統合イノベーション戦略2020において、「競争的研究費制度におけるデータマネジメントプラン策定に関する仕組みの導入を推進」が記載されたことによるものです。</p> <p>上記に基づき、研究データの管理・利活用についての方針・計画の策定等を推進するため、本プログラムでは、公募要領別紙9に示すデータマネジメントに係る基本的な方針（データ方針）を定めています。これに基づき契約締結後は、データマネジメントプランを作成して頂き、研究開発データの管理を行っていただく必要があります。</p> <p>そのため、応募時には提案書様式の別記様式6「データマネジメント企画書」を提出願います。</p>
<p>研究不正について</p>	<p>応募にあたり研究費の不正使用防止のための対応に関する注意点は何か</p>	<p>研究代表者は、応募に当たって生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「事務担当者説明会動画（2020年度版）（※）」の「9 研究活動における不正行為防止のための対応」を必ずご覧のうえ、提案書様式別記様式5の「研究倫理に関する誓約書」を提出してください。</p> <p>また、委託契約締結時までに、研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出いただきます。</p> <p>※ 事務担当者説明会動画（2020年度版）については、以下のリンクをご覧ください。 https://www.youtube.com/watch?v=SgaFWfP7kHM</p>